

令和6年第10回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年9月20日（金） 13時30分～15時37分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (13名)

会長	16番	佐藤俊孝
会長職務代理者	15番	高原弘明
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	7番	白澤和実
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠
(欠席委員) 3名		
委員	6番	佐々木達也
委員	8番	高橋かおる
委員	11番	金子忠博

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 専決処理事項報告について
日程第7	報告第3号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断について
日程第8	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について
日程第9	議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について
日程第10	議案第3号 農地法第5条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について
日程第11	議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

5月1日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。

本日の総会にあたり、事前に議案書を送付しております。また、議案の朗読は表題のみといたします。

質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。

本日の出席委員は13名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。なお、6番 佐々木達也委員、8番 高橋かおる委員、13番 星川忠博委員から欠席する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

ただいまから令和6年第10回矢巾町農業委員会総会を開会します。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従い、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名させていただきます。

14番 中塚誠委員、15番 高原弘明委員、1番 熊谷洋司委員にお願いします。

日程第2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名いたします。農業委員会事務局 南幅央毅主任主事にお願いします。

日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは本日1日と決めます。

日程第4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読の後、補足説明】

議長

ただいま、事務局より業務の経過報告がありました。

業務内容について、参加された方々から情報共有する点がありましたら、お願いします。

8月26日、矢巾町農業経営体連絡協議会についてです。

この協議会は、人・農地プランの内容を推進し、経営体に集積集約をするためという役割を持って設立されたものでした。設立時から、人・農地プランが策定やその実効性を高める取り組みを行ってききましたが、令和5年度から地域計画策定に向けた取り組みとして、農業委員会の役割である目標地図素案策定の内容に移行しており、町が行う地域計画策定・推進の中に業務として進める体制が構築されたことから、この協議会としての役割はおおよそ終えたことを確認し、今年度で廃止することに承認いただきました。今後は、その体制の中で取り組んでいくこととなります。

続いて、8月29-30日、第2回盛岡地方農業委員会連絡協議会総会及び研修会についてです。紫波町のラ・フランス温泉館において、1泊2日で行われました。前職時代にこの施設の建設に携わったこともあり、大変懐かしく感じたところでした。

この協議会は、盛岡管内8自治体（3市5町）で構成されており、総会は持ち回りで開催します。今年度は紫波町が幹事、来年度は八幡平市、令和7年度は矢巾町が幹事となります。

総会案件は、「令和6年度岩手県農業委員会大会への提案事項について」でした。

30日の研修会ですが、オガールプロジェクト（紫波中央駅都市整備事業）の内容、リノベーションまち作り（役場旧庁舎、統合された小学校の旧校舎の活用）を紹介していただきました。非常に前向きに取り組んでいると、感嘆してまいりました。

余談となるかもしれませんが、平成の初め頃、活性化農業構造改善事業があり、農業構造改善事業、第2次構造改善事業、新農業構造改善事業、その後に活性化のための構造改善事業、活性化農構の時代となり、人作りを一生懸命進めた経緯があります。

紫波町では、銭形平次にあやかって「ヘイジ塾」を起ち上げ、そこで地域のリーダーを育成しました。その人作りの視点が、今、紫波町で行っているプロジェクトに非常に繋がりがあるなと感じました。地域を牽引するリーダーが育成され、推進していると感じました。

矢巾町においても「さんさ塾」を起ち上げ、当時の20-30代の方、今は60代近くではないかと思いますが、リーダー育成の研修を行いました。その方々が紫波町のようなプロジェクトを推進していただければ、と期待するところです。

9月4-5日は町の9月定例議会があり、一般質問に対応しました。

9月4日、昆秀一議員から、「廃止した5反歩要件の効果をどのように検証しているか？」という内容でした。

5反歩未満の就農者の実績（令和5年度5件、令和6年度3件、相談は複数）は、農地等の活用につながっているものと評価している、意欲を持って就農した方が、営農計画に沿って、取得した農地を効率的に利用し、地域と調和しながら継続的に営農を行っていくことができるよう関係機関と連携しながら支援していくと答弁しております。

9月5日、藤原信悦議員から、1点目「遊休農地の活用についてどう考えるか？」と2点目「相続放棄された農地の管理・保全について、どのように関与するか？」という内容でした。

1点目は、農地パトロールで得られた遊休農地の情報をもとに、農地の所有者に対し、利用意向調査を行っている。その結果に基づき、耕作再開に向けた指導並びに農地中間管理事業を活用して、地域の担い手に貸借すること等により、農用地として活用できるよう取り組んでいる。

2点目は、農地が適正に管理されず、草木が繁茂している状況があった場合は、農地の所有者に対し、地域の農業委員による戸別訪問や文書通知等により、是正を促していく。相続放棄された農地においても、相続財産清算人に対し、同様の取り組みを進めていく。今後も町等の関係機関と連携し、遊休農地を未然に防止できるよう取り組んでいくと答弁しております。

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

それでは質疑なしとして、次に進みます。

議長

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

番号2の案件につきましては、行政書士から届出があったものですが、本人からあっせんの希望がありましたので、行政書士を通して、本人に対してあっせんの申出をするよう伝えております。

番号3の案件につきましては、届出のあった農地を航空写真により確認したところ、非農地化しているもの、違反転用の恐れがあるものが見受けられたので、現地を確認した結果、非農地化している農地は報告第3号のとおり非農地判断をし、違反転用が確認された農地については、違反転用事業者及び所有者に対して文書により指導する予定としております。

議長

それでは、質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑なしとして、次に進みます。

日程第6、専決処理事項報告について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第2号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

1の番号2の案件につきましては、隣接する宅地と当該土地に現在の居宅である一般住宅が建築されておりましたが、届出人にその認識はなく、この度この敷地内に新たに住宅を建築することになった際に当該土地が農地であることが判明したため、追認として届出したものでございます。

2の番号2の案件につきましては、産業技術短期大学の南側の下花立地区の宅地造成について、合同会社である譲渡人が農地法第5条の届出により農地転用のうえ、取得していたものでございます。この合同会社につきましては、事業完了後に解散する予定としておりましたが、東北本線沿いの地域について、都市計画法上の手続きに日数がかかっていることから、本町の未来戦略課と協議したところ、先に合同会社の解散をし、この地域の宅地造成を譲受人である法人が単独で事業を継承することとなったものでございます。

これに基づき所有権移転が必要となりますが、盛岡地方法務局では、事業が完了しないうちは現在も農地であると判断し、農地法第5条の届出の受理通知書が必要と判断されたものでございます。

このことから、岩手県農業会議にも相談した結果、再度、農地法第5条の届出をし、所有権移転をすることにしたものでございます。

議長

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑なしとして、次に進みます。

日程第7、報告第3号、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断について、を議題といたします

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第3号 朗読】

議長
事務局
議長

補足説明を許します。

ありません。

9月13日に再生困難遊休農地現地調査を行った農業委員より調査結果を報告願います。

佐々木光枝委員 9月13日に白澤克美委員、佐々木昭英委員、事務局の南幅主任主事、私が現地調査を行いましたので、意見を朗読します。

当該農地は樹木が生い茂っており、山林化している。農地として再生することが著しく困難であることから、非農地判断はやむを得ないと判断します。

議長 その他、補足説明はありませんか。

「なし」の声あり

議長 それでは、質疑がありましたら挙手願います。

阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。

確認ですが、再生困難遊休農地現地調査対象事案は3筆の表記ですが、場所を確認する地図は4か所の表記になっております。

どちらが正しいでしょうか。

事務局 対象事案に表記のとおり、3筆となります。地図に示しているのは写真の番号であり、4枚の写真を4か所から撮影したものです。

佐々木博 4番、佐々木博です。

写真から見ますと、周辺には平場の状態もあります。どのような経緯から、山林化したのかを教えてください。

事務局 この農地の周辺農地については、写真のとおり管理されている状況にあり、所有者が入り混じっている状況にあります。一部が川に面しており、平成25年の災害時の整備の影響で、農地の一部が削減され、河川敷となった経緯もあったようです。その以前から山林化の状況はあったと思いますが、経緯についてはわかりかねます。

写真や図面では詳細が分かりづらいところがありますが、現地確認した結果、当該農地のすべてが非農地であると判断したものです。

議長 その他質問ございませんか。

「なし」の声あり

議長 それでは質疑なしとして、次に進みます。

日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第1号 朗読】

議長 補足説明を許します。

事務局 お手元の資料No.2の別添農地法第3条調査書の1～4ページをご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

番号3及び4の案件につきましては、資料No.3に基づいて補足説明させていただきます。譲渡人である、[]の東側にあたる場所となりますが、隣接農地との筆界が現状と違っていることは把握していたようですが、この度、圃場整備にあたり測量をして現状を完全に把握することが出来たことから、圃場整備の施工前に各土地について交換して是正を図ることにしたものでございます。南側につきましては、[]にはみ出していた農地につきましては分筆して適用外証明済みであることから、宅地として、[]に渡し、隣接農地にはみ出している宅地につきましては、現況が農地であることから、番号4の農地法第3条許可により渡して交換することとなります。また、北側につきましては、農地所有者の営農面積に影響が少ないように、なるべく同じ面積で交換できるように分筆したものでございます。それに基づきまして、隣接農地にはみ出している宅地につかまし

ては、現況が農地であることから、番号3の農地法第3条許可により渡し、北側の農地については議案第3号番号1の農地法第5条により、くみあい鉄建に転用により渡して交換することとなります。

こちらの南側半分につきましては、くみあい鉄建側にはみ出していた農地となっております。こちらは以前に適用外証明済みとなっております、宅地として[REDACTED]に渡すこととなります。あと北側の部分につきましては、隣接農地にはみ出している宅地ですが、現況が農地であることから、番号4の農地法第3条許可により渡し、交換をすることとなっております。

続きまして、北半分側についてですが、経緯として、農地所有者の農地面積に影響が少なくなるよう同じ面積で交換できるように配慮し、こちらの土地を分筆したものです。それに基づき、南側の隣接農地にはみ出している宅地につきましては、現況が農地であることから、番号3の農地法第3条許可により渡しまして、北側の農地については、議案第3号、番号1の農地法第5条によりくみあい鉄建組合に転用して渡して、交換ということになっております。

議長

それでは、質疑に入ります。

質疑ありましたら、挙手願います。

高原弘明委員

15番、高原弘明です。

番号1、2番についてですが、10a当りの売買価格が、最近の状況に比べて高額であったようですが、この場所の農地区分はどうなっていますか。農振農用地でしょうか。

番号3についてですが、所有権移転事由が「双方の要望のため」となっていますが、同案件である議案第3号、番号1の事由は「土地境界線是正のため」となっていますがどういうことでしょうか。

事務局

番号1、2番についてですが、農振農用地かについては、把握しておりませんでした。

番号2の売買価格が高額な経緯ですが、以前、農地法第3条で特定遺贈により相続した土地だったのですが、立地の特性から耕作者が限定されるため、双方協議の上、決めた価格と伺っております。

番号3についてですが、議案第3号の1番と同案件となります。事由についてですが、議案第1号は所有権移転する事由として、議案第3号は農地転用を行う事由として記載しておりますので、ご了承ください。

佐々木博委員

4番、佐々木博です。

資料No.3の航空写真あります。

この中で、下の方から「赤」「黄」「黄」「ピンク」とあってその下に白い細長いところがありますが、こちらの方は境界線の見直しはなかったのでしょうか。

事務局

今回申請があったのは、この上の部分だけでした。下のところについては、確認しておりませんでした。今後、こちらにも是正等が必要であれば、手続きいただくよう指導してまいります。

議長

その他、質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論ありませんか。

「なし」の声あり

議長

反対討論なしとして、賛成討論ありましたら挙手お願いします。

熊谷洋司委員

1番、熊谷洋司です。

圃場整備事業で必要な手続きだと思いますので、賛成します。

阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。
私も熊谷委員さんと同じ理由で賛成します。

朴田敦志委員 3番 朴田敦志です。
この内容できちんと登記できることになるので賛成します。

佐々木博委員 4番、佐々木博です。
圃場整備により、必要な手続きであるということで賛成です。

白澤克美委員 5番、白澤克美です。
現地調査で確認もしましたが、当時の測量結果を修正するために必要な手続きですので、賛成です。

議長 その他、賛成討論はございませんか。
「なし」の声あり

議長 討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
【挙手全員】

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。
次に進みます。

金子忠博委員 11番 金子忠博です。
次の議案は、私が関係している案件なので、退席許可をお願いします。

議長 11番 金子忠博委員について議事参与の制限により退席を許可します。
退席するまで、休憩といたします。
【11番 金子忠博委員 退席】

議長 休憩（14：35～14：36）
再開します。
日程第9、議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可否決定について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【議案第2号 朗読】

議長 補足説明を許します。
事務局 お手元の資料 No. 2の別添農地法第3条調査書の5ページをご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

議長 質疑ありましたら、挙手をお願いします。
「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、討論に入ります。反対討論はございませんか。
「なし」の声あり

議長 それでは、賛成討論をお願いします。
白澤和実委員 7番、白澤和実です。
地域の方が購入されるということで、賛成です。

佐々木昭英委員 9番、佐々木昭英です。
遊休農地防止にもなりますので、賛成です。

福澤広基委員 10番、福澤広基です。
所有者の要望によるということですし、賛成です。

佐々木光枝委員 12番、佐々木光枝です。
賛成いたします。

中塚誠委員 14番、中塚誠です。
地域の方に管理していただけるということで、賛成です。

高原弘明委員 15 番、高原弘明です。
近隣の方が管理して遊休農地の発生を防ぐということになりますので、賛成です。

議長 それでは、討論を打ち切り、挙手により表決に入ります。
議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について、許可することに決するに賛成の委員の挙手を求めます。
【挙手全員】

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。
11 番 金子忠博委員が着席するまで休憩といたします。
休憩（14：40～14：41）

議長 再開します。
日程第 10、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【議案第 3 号 朗読】

議長 補足説明を許します。
事務局 番号 1 の申請位置の状況でございますが、次のページをご確認願います。
約 1.7 km に位置しておりまして、北側は町道 線に隣接しており、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、10ha 以上の一団の農地でございますので第一種農地でございます。
続きまして番号 2 の申請位置の状況でございますが、次のページをご確認願います。
約 2.4 km に位置しておりまして、南側には町道 線に隣接しており、農地の中に宅地が点在しております。農地区分につきましては、上水道及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、500m 以内に教育施設が 2 つあることから、第 3 種農地でございます。

議長 9 月 13 日に農地転用、現地調査を行った委員により調査結果を報告願います。

佐々木昭英委員 9 番、佐々木昭英です。
9 月 13 日の農地転用現地調査の結果について、ご報告いたします。
資料 No. 4 を目通しお願いします。
番号 1 についてですが、当該農地は農振白地であり、生産性の高い農地ではございません。
隣接している双方が所有している土地の境界線が誤っていたが、この度所有者側の農地を圃場整備するにあたり、境界線を改め、双方の土地を分筆して交換することにより、是正を図るものであります。
転用者が所有している土地は宅地であることから、所有者は宅地に農地転用して転用者に渡す必要があるものであり、転用はやむを得ないと判断いたしました。

白澤克美委員 5 番、白澤克美です。
9 月 13 日、佐々木昭英委員、佐々木光枝委員、私と事務局と現地調査をいたしました。
調査記録を朗読します。当該農地は、農振白地であり生産性の高い農地でない。駐車場設置にあたり、最小限の面積と判断されることから、転用はやむを得ないと判断します。
農業委員会として雨水の影響が心配でしたので、駐車場の排水処理について確認したところ、駐車場の勾配をつけて一か所に水を貯め、一定量になったら、少しずつ排水溝へ排水するという仕組みだそうです。

議長 ため池等は設置しないとのことでした。
 その他、補足説明ありますか。
 「なし」の声あり

議長 それでは質疑ありましたら、挙手願います。
 熊谷洋司委員 1 番、熊谷洋司です。
 遊水地ですが、沈殿層等を設けるのでしょうか？勾配だけですと駐車場の泥も砂も一緒にたまると思うのですが。

白澤克美委員 5 番、白澤克美です。
 分離槽を設置することを鹿妻土地改良区と打ち合わせしているそうです。一時的に溜めたものを分離層に入れて、それから排水する仕組みだそうです。

高原弘明委員 15 番、高原弘明です。
 番号 1 について、以前提出があった申請案件ですので事業計画は理解しております。
 番号 2-1、2-2 についてです。
 2 件をまとめた形での売買価格が総額で記載されており、単価は 1 m² 当たりとなっております。売買単価は、それぞれに差異があるのでしょうか？
 また、売買単価の表記方法ですが、今回は 1 m² 当たり、7 月の総会提出時は 1 坪当たりとなっておりますので、その理由を確認させていただきたいです。

事務局 今回資料の表記についてですが、申請に事業全体の金額とその単価で提出があったため、その内容としています。
 それぞれの契約内容をお知らせします。2-1 の総額が 340 万、2-2 は 910 万と聞いております。それぞれの単価は若干差異があるものとなります。
 どちらの土地も道路に面しており、条件には大きく変わらない状況です。
 単価に差がある理由は聞いておりませんが、双方の契約のもとに決定したのになっております。
 単価の記載の違いについてですが、農地法許可申請の際、権利を移転しようとするときの契約内容を記載する欄があり、そこに書かれている内容を引用しておりますので、単位の記載については、統一しておりません。

議長 その他、質問ございますか。
 「なし」の声あり

議長 質問なしと認め、討論に入ります。
 最初に反対討論ありましたら挙手願います。
 「なし」の声あり

議長 それでは、賛成討論をお願いします。
 熊谷洋司委員 1 番 熊谷洋司です。
 番号 1 については、適切な手続きであること、番号 2-1 と 2-2 については、駐車場として有効に活用いただけるということで賛成します。

阿部江利子委員 2 番 阿部江利子です。
 番号 1 については、境界線是正のためにやむを得ないと判断します。番号 2-1、2-2 については、隣接する農地への雨水等の影響に対策を講じていることを確認しましたし、この場所の開発が必要だということでしたので、賛成いたします。

朴田敦志委員 3 番 朴田敦志です。
 番号 1 については、是正が必要なのでやむを得ないと思います。番号 2-1、2-2 についても、必要な転用と考えるので賛成します。

佐々木博委員 4 番 佐々木博です。
 番号 1 については、是正手続きのためということでやむを得ないと考えま

す。番号 2-1、2-2 についても農地への配慮がされておりますので、賛成します。

議長

その他、賛成討論ありましたらお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは討論を打ち切り、挙手により表決に入ります。

議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による農地の転用を伴う所有権移転許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

議長

挙手全員ですので、許可相当として意見することに決します。

次に進みます。

日程第 11、議案第 4 号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第 4 号 朗読】

議長

補足説明を許します。

事務局

1 の番号 1 の案件につきましては、賃借人は下北地区を拠点にしている矢巾町の認定農業者であります。今回の利用権設定にあたり仲介に入っている方がいらっしやいまして、この方が賃貸人から相談を受けていた際に、当該農地周辺に賃借人の牧草地があることを知っていたことから、賃借人に声をかけたと聞いております。年数につきましては、現時点でどれぐらいの期間を出来るか分からないため、2 年間にしたとのことです。

2 の番号 1 ～ 3 の案件につきましては、番号 1 の売買をする際に、組田があったことから、その組田の他の所有者からも、番号 2 と 3 のとおり売買することになったものでございます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

佐々木博委員

4 番、佐々木博です。

番号 1 の案件ですが、期間が 2 年になった経緯についてもう少し詳しく教えていただけますか。

事務局

2 年の期間については、賃貸人の農地もこの農地の近くにあり、耕作が可能であると判断して賃借したものでしたが、まず 2 年やってみて、継続する判断ができた場合は延長も考えているとのことでした。

佐々木博委員

4 番、佐々木博です。

これから地域計画に取り組んでいくなかで、耕作者が耕作しやすい場所と交換分合する等の手段で集約を図ることができないものでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。

地域計画を進めるうえで、必要な視点であると考えておりますので、この地域に限らず、集約を進められるよう取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

佐々木昭英委員

9 番、佐々木昭英です。

所有権移転案件の 1 ～ 3 番についてですが、譲受人の農地面積の表示がないのはなぜでしょうか。

事務局

1 ～ 3 番の譲受人についてですが、今回、新たに町の認定農業者となった方ですので、現在、農地は所有しておりません。この方の祖父も認定農業者であり、祖父から農業指導を受けながら、将来的には経営移譲を見据えた所有権移転となります。

阿部江利子委員

2 番、阿部江利子です。

地元委員として、状況をお伝えします。

譲受人は認定農業者である祖父から指導を仰ぎながら、農業に従事しています。自ら農地を取得して責任をもって耕作し、経営者としても育成をしたいという祖父の考えもあり、新たに認定農業者を取得し、農地を取得したいというものです。そのため、現在、所有している農地はありません。

議長 その他質問質疑ございませんか。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。

最初に反対討論ありましたら、お願いします。

「なし」の声あり

議長 反対討論なしとして、賛成討論に入ります。

白澤和実委員 7番、白澤和実です。

利用権設定の番号1は、遊休農地発生防止策として賛成します。

所有権移転の番号1～3は、さきほどの説明に納得しましたので賛成です。

佐々木昭英委員 9番、佐々木昭英です。

案件すべてにおいて、遊休農地発生防止の観点から、いいことだと思いますので、賛成します。

福澤広基委員 10番、福澤広基です。

利用権設定の件は、継続できるようがんばっていただきたいです。

所有権移転の件は、ぜひ頑張っていただきたいです。

金子忠博委員 11番、金子忠博です。

所有権移転の件は、自分の地域でもありますし、うまく調整が進んで一安心しております。

佐々木光枝委員 12番、佐々木光枝です。

頑張っていただきたいので、賛成です。

中塚誠委員 14番、中塚誠です。

利用権設定の件は、住所は町外ですが、町内の親族の家を購入し、下北を拠点に営農をしている方です。懸念されるのは、農地の場所までちょっと遠いことですが、真面目な方ですので、契約期間中はしっかり管理してくれるものと考えます。

所有権移転の件は、若手の方が農業に目覚めて、祖父のもとで今後は拡大も考えているということですので、賛成したいと思います。

高原弘明委員 15番、高原弘明です。

利用権設定の件は、牧草をどこまで運ぶのかと思っていましたが、先ほどの話から町内で完結するとのことでしたので納得しました。

所有権移転の件は、農地の規模から周囲のバックアップは必至であろうと感じます。期待して賛成します。

議長 その他、賛成討論ございますか。

「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。

議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。

以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。

みなさま、大変お疲れ様でした。

令和 年 月 日

議事録署名人 _____ 番

議事録署名人 _____ 番